

LPガス商慣行見直しに向けた取り組み宣言

株式会社 吉田屋は、お客様の信頼にお応えし、地域の皆さまの豊かで快適な暮らしと産業に欠かせないエネルギーの提供を通じて、地域の皆さまと共に歩んでまいりました。

今回の適正な商慣行、料金運用の確保に向けた制度改正議論の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、改正液化石油ガス法をはじめとする関係法令等を遵守した事業運営に務めてまいります。

- 1、正常な商慣行を超えた利益供与や、LPガス事業者の切替えを制限する契約締結等を行いません。
- 2、LPガス消費と関係のない設備費用はLPガスに計上せず、賃貸住宅向けのガス料金にはガス器具等の設備費用も計上しません。なお、賃貸住宅以外のお客様については、ガス器具等の設備費用をガス料金に計上する際は、ガス基本料金及び従量料金と分けて表示します。
- 3、LPガス料金等の情報提供について、当社ホームページ上でLPガス料金を公表しております。不動産管理会社様にその内容を周知するとともに、賃貸住宅のご入居希望者さまに対して、事前に、ガス量料金を提示致します。

上記の取り組みを徹底致します。

2024年5月21日
株式会社 吉田屋